

キャスト・ベトナム・ニュース



2015年4月17日号

## 2015年7月1日施行 新企業法の重要ポイント(2)

弁護士法人キャスト 日本弁護士 工藤 拓人  
同 ベトナム弁護士 Doan Thanh Ha



新企業法（68/2014/QH13。以下「新企業法」といいます。）は、2014年11月27日に国会で承認され、**2015年7月1日**から施行されます。

本ニュースレターでは、新企業法と2005年企業法の重要な変更点を2回にわけて整理したいと思います。以下は前回の続きからです。

No	項目	2005年企業法	新企業法（2015.7.1～）
8	出資期限	【有限責任会社】 ・定款、投資証明書に基づき36カ月以内に複数回に分けることが可能 (Decree102号)	【有限責任会社、株式会社共通】 ・ <b>90日以内</b> に全額（48条2項、112条1項）

		<p>【株式会社】（80条、Decree102号）</p> <p>・90日以内</p>	<p>・2015.7.1までに設立された企業は定款の定めどおりでOK（212条1項a）。</p>
9	減資	<p>・一人有限責任会社は減資を行うことができない（76条1項）</p>	<p>・二人以上有限責任会社、株式会社同様、一人有限責任会社であっても減資を行うことができる（87条）</p> <p>・減資は以下の場合に可能</p> <p>(a)定款資本の持分の一部を出資者に払い戻す場合（一定の要件あり）。</p> <p>(b) 定款資本が、全額及び期限どおりに払い込まれない。</p>
10	少数社員・株主の権限	<p>【二人以上有限責任会社】</p> <p>・25%以上の社員に社員総会の招集権（40条2項）</p> <p>・75%以上の社員がいる場合、残りの社員は、社員総会の招集が可能（40条3項）</p>	<p>【二人以上有限責任会社】</p> <p>・<b>10%以上</b>の社員に社員総会の招集権、さらに取引記録・会計帳簿・年次財務報告書の監視、社員登記簿、株主総会議事録の閲覧・謄写等、社員総会決議取消訴訟提起も可能（50条8項）</p> <p>・90%以上を有する社員がいる場合、残りの社員グループも上記行為が可能（50条9項）。</p>
		<p>【株式会社】</p> <p>・6ヶ月以上継続して株式の10%を超えて保有する株主（79条2項）</p> <p>a. 取締役会、監査役会の人事の推薦</p> <p>b. 取締役会の議事録・決議、財務報告書・年間財務報告書・監査役会の報告書の閲覧・謄写</p> <p>c. 株主総会の招集</p> <p>d. 監査役会に対する検査要求等</p>	<p>【株式会社】</p> <p>・6ヶ月以上継続して <b>10%以上</b>の株式を保有する株主（114条2項）</p> <p>→内容は同左</p>
11	株主代表訴訟	<p>【二人以上有限責任会社】</p> <p>・社員は会長社長等への代表訴訟が可能（企業法に規定なし、Decree102号で規定）</p>	<p>【二人以上有限責任会社】</p> <p>・社員は会長社長等への代表訴訟が可能（72条、<u>企業法</u>で規定）</p>

		【株式会社】 6カ月以上継続して1%以上の株式を保有する株主が提訴可能（企業法に規定なし、Decree102号で規定）	【株式会社】 6カ月以上継続して1%以上の株式を保有する株主が提訴可能（161条、 <u>企業法で規定</u> ）
12	株式会社の組織	【株式会社】95条 ・株主総会 ・取締役会 ・社長 ・監査役会：個人である株主が11名以上である又は会社の総株式の50%以上を所有する法人株主を持つ株式会社は設置義務	【株式会社】2つの類型(134条) <b>Aパターン：</b> ・株主総会 ・取締役会 ・社長・総社長 ・監査役会：株主11名未満、かつ、各株主が50%未満を所有する組織の場合＝任意 →左とほぼ同じ <b>Bパターン：</b> ・株主総会 ・取締役会 ・社長・総社長 ※この場合、取締役の20パーセント以上が独立取締役でなければならず、かつ、取締役会に直属する内部会計監査委員会が必要

以上

上記情報に関するご相談の他、キャストグループのサービスに対するご意見、ご質問、ご要望、ご提案、お気づきの点がございましたら、お気軽にご連絡をお願い申し上げます。

【本ニュースに関するお問い合わせ】

弁護士法人キャスト ホーチミン支店  
20th Floor, Maritime Bank Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru, District 1,  
Ho Chi Minh City, Vietnam  
Tel: +84-8-3914-0909 or +84-8-3914-0958  
Mail: [info-v@cast-law.com](mailto:info-v@cast-law.com)

※1 本資料におけるベトナム法の解釈については、全てベトナム弁護士が担当しております。日本法に関する記述については、日本国弁護士が担当しております。  
※2 本資料に関する著作権は弊社又は弊社に所属する作成者に属するものであり、本資料の無断引用、無断変更、転写又は複製は固くお断りいたします。